

令和7年度豊後高田市フィルムコミッションPR動画等制作委託業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本実施要領は、豊後高田市フィルムコミッションが発注するロケ誘致等のためのPR動画等制作委託業務の相手方を選定するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 趣旨

本業務は、令和8年度に誕生25周年を迎える、恋叶ロードの出発点「豊後高田昭和の町」の新たな魅力を、豊後高田市のホームページや豊後高田市公式YouTubeチャンネル等から発信するPR素材を制作し、映画やテレビなどのロケーション誘致、インフルエンサー等の誘致、「豊後高田昭和の町」を起点とする市内観光への誘客促進を図ることを目的とする。「豊後高田昭和の町」が「恋人の聖地」に選定された「恋叶ロード」の出発点であることから、PR素材のモデルとしてインスタグラマーを起用し、そのインスタグラマーのSNSアカウントからも、若い女性（特にZ世代）やインバウンドを対象とした発信を行い、更なる関係・交流人口の増加へ結びつくことを目標とする。

3. 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度豊後高田市フィルムコミッションPR動画等制作委託業務

(2) 委託期間 契約締結日から令和8年3月13日（金）

(3) 業務内容

豊後高田市フィルムコミッションPR動画等制作委託業務仕様書のとおり

4. 提案限度額 880,000円

上記金額（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内とする。

5. 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札参加者の欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。

6. スケジュール

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 募集開始（公告） | 令和7年6月20日（金） |
| (2) 質問等受付期間 | 令和7年6月30日（月）まで |
| (3) 参加の意思表示 | 令和7年7月10日（木）まで |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和7年7月17日（木）まで |
| (5) 書類審査・選定 | 令和7年7月下旬 |
| (6) 契約締結 | 令和7年7月下旬 |

7. 参加の意思表示

本業務にかかる企画提案について参加を希望するものは、メール、郵送（必着）または直接持込にて下記の書類を各1部提出するものとする。

- (1) 公募型プロポーザル参加届（様式1）
- (2) 会社概要書
- (3) 誓約書（様式2）

提出期限：令和7年7月10日（木）午後5時まで

8. 質問等

本業務に関して質問がある場合は、メールまたはFAXにて照会すること。

質問を受けた場合は、質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容をホームページで公表する。

件名は、「（団体名）【業務名】質問書」とする。

受付期限：令和7年6月30日（月）午後5時まで

F A X : 0978-22-2725

メールアドレス：kikaku@city.bungotakada.lg.jp

9. 参加辞退の意思表示

プロポーザル参加届を提出したが、途中で取りやめる場合には、公募型プロポーザル参加辞退届（様式3）を提出すること。

期限：令和7年7月14日（月）午後5時

10. 企画提案書等の提出

提出書類	部数
企画提案書（任意様式） ※起用するインスタグラマーの氏名及びフォロワー数等の概要を必ず記載すること	正本 1 部（クリップ留め） 副本 6 部（見やすいように適宜ホッチキス留め）
業務実施体制	
業務スケジュール	
参考見積書	
企画提案書の電子データ（CD-R 又は	1 枚

DVD-R)	
--------	--

- (1) 提出期限：令和7年7月17日(木)午後5時
- (2) 提出方法：持参又は簡易書留による郵送（必着）

11. 審査項目および配点

豊後高田市観光素材制作委託業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において提出書類の内容をもとに、以下の配点により審査する。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 動画素材制作 | 20点 |
| (2) インスタグラマーの発信力 | 20点 |
| (3) 写真素材制作 | 20点 |
| (4) 独自提案事項 | 10点 |
| (5) 業務スケジュール・撮影体制 | 10点 |
| (6) 同種事業における採用実績 | 10点 |
| (7) 受託金額 | 10点 |

12. 契約候補者の選定方法

選定委員会の委員は、提出された企画提案書等の提出書類について、前項の配点に基づき書類審査を行い、採点し最も評価点の高い提案者を優先交渉者として選定し、市HP等で公表する。

13. 契約の締結

選定委員会の選定結果に基づき、市は優先交渉者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、予算額を上限として契約を締結するものとする。

14. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった者
- (2) 提出書類および提出内容に虚偽があった者
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合

15. その他

- (1) 提出書類の作製及び提出に要する経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出物は返却しない。
- (3) 審査結果に対する異議の申立ては認めない。
- (4) 提案書の提出を辞退した場合、これを理由にして不利益な取り扱いを受けることはない。
- (5) 本要綱に示した書類のほかに市長が必要と認める書類の提出を求めることがある。

16. 事業主体および事務局

(1) 契約者 豊後高田市フィルムコミッション 会長 佐々木 敏夫

(2) 担当部署 豊後高田市フィルムコミッション

(豊後高田市企画情報課広報係)

(3) 所在地 〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地 3

電 話 0978-25-6393 (直通)

F A X 0978-22-2725

メールアドレス：kikaku@city.bungotakada.lg.jp